

公衆衛生上特に重要である感染症の国内初症例が発生した場合の情報の公表に係る基本方針について（たたき台）

概要

公衆衛生上特に重要である感染症の国内初症例（以下「国内初症例」という。）が発生した場合は、国が感染症の発生状況等に関する情報を公表することとなる。

以下、国が、国内初症例に関連する情報を国民向けに公表する際の基本的な考え方を「基本方針」として取りまとめ、本方針に沿って対応することとする。

基本方針

1 感染症情報を公表する目的について

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報については、国民に対し積極的に公表する必要がある（同旨：感染症法第16条第1項）。

なお、患者情報については、個人が特定されないよう最低限の事項を公表するなど、感染症患者の個人情報の保護に十分に留意することが必要である（同法第16条第2項）。

2 公表する情報について

（1）感染症に関する基本的な情報

感染症によってその特徴は異なることから、感染症に関する基本的な情報について発信し、国民が混乱に陥らないようにすることが重要である。

（2）感染源との接触歴に関わる情報

感染推定地域及び感染源との接触の有無等について発信し、感染源を明らかにすることにより、国民にリスクを正しく認知してもらう。

（3）感染者の行動歴等の情報

感染症患者在、他者に当該感染症を感染させ得る時期の行動歴等の情報は、感染症のまん延防止のため重要な情報である。また公表に当たっては、公表したことによる社会的な影響についても十分に配慮し、丁寧な説明に努める。

ただし、他者に当該感染症を感染させ得る時期ではない行動歴等の情報まで無制限に公表することは、公衆衛生上の対策の観点から不必要と考えられることから、以下の方針に基づき感染者の行動歴等の公表を行うこととする。

①感染症患者の接触者等の状況把握が出来ている場合*

⇒すでに公衆衛生上の対策に必要な情報が収集されているため、最低限の情報を国民に公表するに留めることとする。

（*例）検疫所や保健所において健康監視や健康観察対象者を把握できている場合

②感染症患者の接触者等の状況把握が十分には出来ていない場合*

⇒公衆衛生上の対策を講じる必要があるため、できるだけ詳細な情報を国民に公表することとする。

（*例）感染症患者が不特定多数存在していることが予想される場合

3 情報の公表時期について

原則としては、感染症にかかっていることが確定した時点で、速やかに厚生労働省ホームページへの掲載、記者会見等を通して、国民向けに公表を行う。

なお、感染症患者の接触者等の状況把握が十分には出来ていない場合等、公衆衛生上の対策を速やかに行う必要がある場合については、当該感染症であるとの蓋然性が高いと判断された時点で直ちに公表を行うこととする。

エボラ出血熱（エボラウイルス病）の国内初症例が発生した場合の 情報の公表基準について

感染症（エボラ出血熱）に関する基本的な情報

- ・ 病原体：エボラウイルス
- ・ 潜伏期：2～21日
- ・ 致死率：約25%～90%
- ・ 他者への感染経路：主に接触感染
- ・ 主な感染源：感染した患者の血液や体液
- ・ 他者に感染させ得る時期：発症後に限られる

公表基準

項目	1 公表する情報	2 公表しない情報	公表・非公表を検討するに当たっての留意事項
① 患者情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 居住国（※1） ■ 年代 ■ 性別（※2） ■ 居住している都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名 ■ 国籍 ■ 基礎疾患（※3） ■ 職業（※4） ■ 居住している市区町村（※5） 	<p>【基本的なスタンス】 個人が特定できないよう配慮する。</p> <p>※1 国籍では一時的な旅行者か居住者が分からないため、居住国が望ましい。</p> <p>※2 戸籍上の性別ではなく、本人の希望する性別とする。</p> <p>※3 エボラ出血熱は、基礎疾患との関係性が判明していないことから公表に意味がなく、不必要な個人情報の公表を避けるために非公表とする。</p> <p>※4 当該職業が、感染源との接触機会が多い等の場合には個人情報に配慮した上で公表を検討する。</p> <p>※5 「感染機会となり得る場所」としては公表対象となり得る。</p>
② 感染源との 接触歴等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染推定地域 （国名、都市名、滞在日数） ■ 感染源との接触の有無 ■ 発症日時 		<p>【基本的なスタンス】 感染推定地域及び感染源との接触の有無等について発信し、感染源を明らかにすることにより、国民にリスクを認知してもらう</p>
③ 感染者の 行動歴 （国外）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他者に感染させ得る時期以降の旅程及び滞在日数 <p>【接触者が把握できないときは公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 搭乗した飛行機に関する情報 （飛行機便名、座席位置）（※8） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他者に感染させ得る時期以前の旅程 ■ 訪問理由（※6） ■ 同行者の有無 <p>有の場合は同行者の氏名及びその関係性（例：職場の同僚、家族・友人等）（※7）</p>	<p>【基本的なスタンス】 他者に感染させ得る時期の渡航旅程は公表する。</p> <p>※6 感染した場所・地域が特定された場合は、当該場所・地域のみを公表することもあり得る。</p> <p>※7 同行者については、接触者として把握できるため公表しない。</p> <p>※8 感染者が「他者に感染させ得る時期」に飛行機に乗り、かつ、機内の接触者が把握できない場合には、飛行機便名及び座席位置についても公表することがある。</p>

項目	1 公表する情報	2 公表しない情報	公表・非公表を検討するに当たっての留意事項
④ 感染者の 行動歴 (国内)	<p>【接触者が把握できないときは公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 他者に感染させ得る時期の <ul style="list-style-type: none"> ➢ 行動歴 ➢ 交通機関の利用の有無 ➢ 交通機関の利用時刻 ➢ 医療機関等の受診に至る経路 ■ 感染者の感染予防対策の有無 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 患者が感染防御を行っていたか否か (例：マスクやアルコール手指消毒等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他者に感染させ得る時期以前の <ul style="list-style-type: none"> ➢ 行動歴 ➢ 交通機関を利用の有無 ➢ 交通機関を利用した時刻 	<p>【基本的なスタンス】 感染者の行動歴や接触者の把握が可能か否かによって、公表すべきかどうかを判断する。</p>
⑤ 入院後の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 患者が入院した医療機関が所在する都道府県 ■ 容態 ■ 症状及び治療法 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 患者が入院した医療機関名 	<p>【基本的スタンス】 入院後は、基本的に他者への感染がないため、医療機関名を公表する必要はない。</p>